

戸田市都市マスタープラン 見直し検討委員会の役割について

- 1 都市マスタープランとは
- 2 都市マスタープラン策定の背景
- 3 今後のスケジュール

1 都市マスタープランとは

■ 都市マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）とは

- 市町村が、創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すもの。
- 地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かくかつ総合的に定める。

● 法的位置づけ

都市計画法 第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

● 一般的な構成と記載内容

1. まちづくりの理念や都市計画の目標
2. 全体構想
 - 目指すべき都市像とその実現のための主要課題
 - 課題に対応した整備方針 等
3. 地域別構想
 - 地域の特性に応じ、誘導すべき建築物の用途・形態
 - 地域の課題に応じ、地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間のグリーンインフラとしての機能の評価と保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針

2 都市マスタープラン策定の背景

■ 都市マスタープラン策定の背景

① 土地利用の変化への対応

市では、平成24年11月に「第2次戸田市都市マスタープラン」、平成31年1月に「第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）」を策定。

都市マスタープランは、概ね20年後を目標年次とし、目標とする都市づくりの実現に向けた整備方針等を定めているため、都市の変化に合わせた定期的な見直しが必要。

第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）の策定から概ね5年が経過し、本市の都市づくりの前提となる土地利用等の環境の変化に対応する必要がある。

② 改定された関連計画との整合性の確保

第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）策定以降の、上位・関連計画の策定、改定は以下の通り。

上位・関連計画の改定や、法改正による立地適正化計画の防災指針の位置づけ等があり、市の都市計画に関する基本的な方針に即したものにすることが必要である。

表－上位・関連計画の改定(平成31年以降)

年月	上位・関連計画
令和3年3月	第5次総合振興計画 策定(戸田市)
令和5年10月	戸田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 改定(埼玉県)
令和6年4月	立地適正化計画 改定(防災指針の位置づけ)(戸田市)

③ 社会情勢の変化

今後予想される人口減少・少子高齢化の進行、環境問題に対する意識の高まり、激甚化・頻発化する自然災害への対応、まちづくり関係法制度の改正等といった社会情勢の変化への対応が求められている。

3 今後のスケジュール

■ 推進委員会及び検討委員会のスケジュール

年度	令和5年度以前	令和6年度									令和7年度												令和8年度
月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1.住民意向調査の実施																							
2.推進委員会		第1回				第2回			第3回				第1回				第2回						
3.見直し検討委員会		第1回					第2回			第3回				第1回				第2回					
4.地域別懇談会(5地域)																							
5.パブリックコメント																							
6.都市計画審議会																							
7.委員会報告																							
8.議会報告																							

第3次戸田市都市マスタープラン
スタート

